



報道関係者各位

令和8年1月5日（月）

【照会先】

宮城労働局労働基準部健康安全課

健康安全課長 二木多賀子

産業安全専門官 早川康弘

産業安全専門官 高梨雅文

（電話番号）022-299-8839

建設事業無災害表彰状の伝達式を行います

宮城労働局（局長 松瀬 貴裕）は、令和7年度宮城年末年始労働災害防止強化運動期間（令和7年12月1日から令和8年1月31日）中に、安全衛生意識の高揚を図ること等を目的として、全工期を通じ業務上の災害が発生しなかつた建設工事現場に対して、下記により、建設事業無災害表彰内規（別添）に基づく厚生労働省労働基準局長による表彰状の伝達式を行います。

記

1 日 時 令和8年1月15日（木）

午後1時30分から

2 場 所 2階大会議室

（仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第四合同庁舎2階）

3 表彰事業場

別表のとおり

建設事業無災害表彰内規

(目的)

第1条 この内規は、建設業における自主的安全活動を促進し、建設事業における労働災害を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この内規は、事業の期間(以下「工期」という。)が予定される事業であって、労働基準法別表第1第3号に該当するもののうち、労働者災害補償保険の保険料(概算又は確定)の額が160万円以上のものに適用する。

(表彰状授与)

第3条 厚生労働省労働基準局長は、前条に示す事業であって、全工期を通じ、業務上の災害(出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものと除く。)が発生しなかった事業場に様式第1号による表彰状を授与する。

前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって労働基準法施行規則別表第2身体障害等級票に掲げる身体障害を伴うものとする。

第4条 厚生労働省労働基準局長は、前条第1項の表彰状を授与した後に、当該表彰に係る事業においてその工期中に業務上の災害が発生した事実が判明した場合には、当該表彰状を返還させるものとする。

附 則

この内規は平成11年10月1日から施行し、同日以降に開始される事業に適用する。

別表

建設事業無災害表彰事業場

	申請者	工事名
1	株式会社 深松組	鮫川運送(株)仙台デポ&クロスドック新築工事
2	深松組・阿部和工務店・仙建工業 共同企業体	仙台市立長町中学校校舎等増改築工事